

令和6年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月12日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	委員会報告第9号
日程第 4	承認 第 2 号 専決処分の承認（令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第5号））
日程第 5	議案 第 5 6 号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 6	議案 第 5 4 号 豊頃町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 7	議案 第 5 5 号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
日程第 8	議案 第 5 7 号 豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
日程第 9	議案 第 4 6 号 令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
日程第 10	議案 第 4 7 号 令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案 第 4 8 号 令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 12	議案 第 4 9 号 令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 13	議案 第 5 0 号 令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 14	議案 第 5 1 号 令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 15	議案 第 5 2 号 豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一部改正
日程第 16	議案 第 5 3 号 豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
日程第 17	議案 第 5 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定
日程第 18	休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄記君	2番 後藤 孝夫君
3番 岩井 明君	4番 杉野好行君
5番 藤田博規君	6番 大崎英樹君
7番 大谷友則君	8番 坂口尚示君
9番 中村純也君	

◎欠席議員（1名） 日程第10以降途中欠席 4番 杉野好行君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	按田 武君
副町長	菅原裕一君
教育長	中川直幸君
農業委員会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊谷雅美君
企画課長	小野直人君
住民課長	加藤さおり君
福祉課長	鎌木政洋君
産業課長	齋藤学君
施設課長	山崎勝巳君
会計管理者	大長根典子君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
総務課参事	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山田良則君
庶務係長	三島佑里奈君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

●中村議長 ただいまから、令和6年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

●中村議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

●中村議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

山田事務局長。

●山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に監査委員より、令和6年10月9日から同年11月18日まで実施されました、令和6年度定期監査結果報告書及び令和6年8月から令和6年10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。

なお、報告書はお手元に配付のとおりでありますので、御覧いただきたいと思います。

以上です。

●中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

●中村議長 次に町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

●按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和6年第4回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。

最初に、農林水産業の概況についてであります。

9月の第3回議会定例会行政報告以後の状況について、はじめに、農産物の状況を報告いたします。

小麦については、生育期間、収穫時期の天候に恵まれ、収量は製品反収で11.16俵となりました。歩留まりも良く、品質も全量1等Aランクであるなど、質、量とともに平年を上回るものとなりました。

また、馬鈴薯は、平年並みに収穫が始まり、澱原、加工、種子、食用の全てにおいて、品質は平年並みで収量は平年を上回っております。

甜菜は、収穫作業は平年並みに始まりましたが、糖分向上のための収穫時期の延期や、輸送能力の低下により収穫終りは平年よりも遅くなりました。糖度は高温の影響により平年を下回る見込みですが、収量は平年を上回る見込みです。

豆類では、金時、小豆は平年よりも1週間以上早く収穫が始まり、収量は平年並みであり、金時は収穫期の降雨により品質に影響がありました。手豆は、収穫始めまでは順調に推移していましたが、収穫期の降雨の影響により二次成長した圃場が多く、収量、品質共に平年を下回っている状況です。大豆は、収穫始めは平年並み、品質については平年を下回り、量については平年以上となる見込みです。

次に酪農、畜産業の状況です。

生乳生産は、夏期の猛暑により乳量が減少傾向となつたため出荷乳量は前年度比98.1パーセントとなっております。

牧草、デントコーンについては、天候に恵まれたことから生育状況が良く、収穫も適期に行われたことから、栄養価の高い良質な粗飼料を確保されました。

肉用牛の黒毛和牛販売においては、需要の低迷や酪農家の受精卵移植による供給量の増加等を要因として価格は下落傾向にありますが、販売頭数が増えたことから販売額は前年度比115.1パーセントとなっております。

畜産業においては、円安等の余波から飼料の高騰が続いていることに加え、個体価格の低迷など非常に厳しい状況が続いています。

次に水産業の概況です。

本年漁期前の秋サケ来遊は、本町沿岸を含むえりも以東西部海域においては前年比82パーセントとなる655,000尾との来遊予測が公表される中、水揚げが開始されました。

結果として、大津漁港での秋サケの水揚げは、数量では前年比50パーセント、金額においては73パーセントと、平成29年から続く不漁からいまだ脱却できておりず、他海域においてもオホーツクなどの一部地域を除き全道的な不漁が続いております。

本年は、令和3年9月の道東太平洋沿岸域における赤潮の発生から3年が経過する年に当たり、当時の来遊不振により令和6年及び令和7年に十勝川に溯上する秋サケ親魚の減少が懸念されておりました。結果として漁獲は減少し、十勝川への来遊不振が再度発生しており、秋サケ定置網漁業の漁獲回復に必須の取組である十勝川のふ化放流事業の存続に深刻な影響が懸念しております。

加えて、10月に発生した低気圧による時化の影響により定置網の漁網の破損被害

が発生しており、不漁により漁業者の生活が困窮する中、更に経営を圧迫する事態となっており、漁業経営にとって非常に厳しい状況となっております。

次いで操業のあったシシャモの水揚げについては、数量が前年比 81 パーセントと、最低水準であった令和5年の漁獲を更に下回る事態となっており、極端な不漁が続いております。

11月に操業開始となったカニ簎漁及びホッキ漁につきましても、カニ簎漁は全道的な不漁が懸念され、ホッキ漁は時化により壊滅状態となったホッキ資源の回復事業に対し支援を実施しているところです。

大宗漁業であるサケ定置網漁業だけでなく、本町で操業されている漁業全てがことごとく不漁に見舞われており、本町水産業の安定操業並びに漁業経営にとって危機的な状況となっていることから、本町における基幹産業の存続のため引き続き支援を検討してまいります。

次に、令和6年度介護保険料の誤りに関する対象町民への説明及び事務処理経過についてであります。

10月の第3回議会臨時会において行政報告いたしました介護保険事務の誤りにつきまして、現在の状況を報告いたします。

介護保険料の賦課誤りにつきましては、対象者は、被保険者 1,213 人のうち 510 人で、保険料を過大に算定・通知した方は 450 人、総額 1,003,700 円。過少に算定・通知した方は 60 人、総額 9,500 円となっております。

また、特別徴収の事務処理の誤りにつきましては、対象者は 668 人で、保険料をお返しする方は 348 人、総額 855,200 円。追加で納付をお願いする方は 320 人、総額 1,063,300 円となっております。

現在、対象の被保険者の方への対応を進めているところであります。12月9日現在、介護保険料の賦課誤りにつきましては、保険料を過大に算定した方のうち 45 人に、49,600 円をお返しし、残りの 405 の方は、令和7年2月に支給の年金から介護保険料が差し引かれることから、その後にお返しする予定としております。

また、保険料を過少に算定した方には、11月13 日までに全戸訪問して経緯と納付へのご協力についてご説明し、41 人から、6,700 円の納付をいただきました。

次に、特別徴収の事務処理の誤りにつきましては、保険料をお返しする方のうち 294 人に、752,200 円をお返しし、残りの 54 の方も、準備が整い次第、速やかにお返しするよう進めております。

追加で納付をお願いする方へは、現金納付等により 248 人から 904,900 円の納付をいただきました。

追加で納付をお願いする方の納期限は3月14日としており、全ての方から納付いただけるよう努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで行政報告は、終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番小笠原玄記議員及び2番後藤孝夫議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間に決定しました。

◎ 委員会報告第9号

●中村議長 日程第3 委員会報告第9号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第9号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和6年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和6年12月9日。

3、調査の経過。

(1)令和6年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和6年12月5日招集告示のあった令和6年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、12月9日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和6年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月18日を会期最終日として日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、令和6年第3回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

ウ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の12月12日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第9号は、報告済とします。

◎ 承認第2号

●中村議長 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書25ページをご覧ください。

承認第2号、専決処分の承認を求めるについてご説明いたします。

本案は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に要する予算として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第5号）を令和6年10月11日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第5号）、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,79

9万7,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費4項選挙費に、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費560万1,000円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページをご覧ください。

14款国庫支出金3項委託金に、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行事務400万円を追加。

19款繰越金1項繰越金に、前年度繰越金160万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、ご承認くださるようよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第56号

●中村議長 日程第5 議案第56号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第56号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書13ページをご覧願います。

本案は、人事院が本年8月に勧告した国家公務員給与改定について、11月29日勧告どおり閣議決定されたことから、この勧告に準じて本町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

次に改正内容について、議案説明書9ページ、説明第5号を参照願います。

第16条第2項は、期末手当の率の改正で、支給率「100分の122.5」を「100分の125」に改め定めるもので、臨時の措置として、令和6年12月期の支給率「100分の125」を「100分の127.5」とするものであります。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の規定で、本町においては、現在の再任用職員が該当しますが、期末手当の率「100分の68.75」を「100分の70」に改めるもので、臨時の措置として、令和6年12月期の支給率「100分の70」を「100分の71.25」とするものであります。

10ページをご覧願います。

第16条の4第2項は、勤勉手当の率の改正で、「100分の102.5」を「100分の105」に改めるもので、臨時の措置として、令和6年12月期の支給率「100分の105」を「100分の107.5」とするものであります。

第16条の4第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の規定で、勤勉手当の率「100分の48.75」を「100分の50」に改めるもので、臨時の措置として、令和6年12月期の支給率「100分の50」を「100分の51.25」とするものであります。

第18条第2項は、寒冷地手当の改正で、世帯主である職員の扶養親族の有無、他の区分により支給される月額を11.3パーセント引き上げるものであります。

次に、議案書15ページから17ページの別表第1、給料表の改正は1級から6級までの号給を平均1.2から11.1パーセント引き上げるものであります。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の給料表、第16条第2項、第3項、第16条の4第2項及び第3項は、令和6年12月1日から適用し、改正後の第18条第2項及び別表第1は、令和6年4月1日から適用するものであります。

附則2は、ただいま説明申し上げた内容であります。

附則3、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号及び議案第55号

●中村議長 日程第6 議案第54号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 及び 日程第7 議案第55号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第54号及び議案第55号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第54号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 及び 議案第55号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括してご説明申し上げます。

議案書9ページ及び11ページをご覧願います。

本案は、ただいま議決いただきました議案第56号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正内容について、議会議員及び特別職の期末手当についても同様に改正するもので、議案説明書5ページ説明第3号及び7ページ説明第4号の改正後の案のとおり、議会議員及び特別職の期末手当支給率「100分の225」を「100分の230」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するもので、2、臨時の措置として、この条例の施行の際、改正後の規定にかかわらず、令和6年12月に支給する期末手当の算定については、「100分の230」を「100分の235」に読み替えるものであります。

3は、期末手当の内払に関して職員同様の内容を定めているものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

議案第54号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

●中村議長 日程第8 議案第57号 豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書19ページをご覧ください。

議案第57号 豊頃町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、先ほど議案第56号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正を議決いただきましたことから、会計年度任用職員についても所要の改正を行いたく提案するものであります。

主な改正内容について説明いたします。

議案説明書11ページをご覧願います。

第8条第1項は、期末手当の率の改正で、豊頃町職員の給与に関する条例の改正に伴う読み替え規定の改正であります。

第27条第1項は、勤勉手当の率の改正で、支給率「100分の55」を「100分の57.5」に改めるものであります。

別表の改正は、議案書21ページの給料表のとおりで、1号給から180号給を1.11パーセントから14.57パーセント引き上げるものであります。

なお、附則として、1、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条第1項及び第27条第1項の規定は、令和6年12月1日から適用し、改正後の給料表は、令和6年4月1から適用するもので、2、この条例施行の際、令和6年12月に支給する期末手当の算定は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、「100の125」を「100分の127.5」に読み替え、同月に支給する勤勉手当の算定は、改正後の第27条第1項の規定にかかわらず「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に読み替え、3、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●中村議長 日程第9 議案第46号 令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第46号 令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,283万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,083万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

16ページをお開き願います。

なお、職員の人事費の補正につきましては、令和6年人事院勧告等に伴う増減補正であります。

1款議会費1項議会費に職員人件費等68万5,000円を追加。

2款総務費1項総務管理費において、20ページ、7目企画費に町制施行60周年記念事業費218万3,000円、9目電算情報管理費に総合行政情報システム使用料562万円を追加するなど、計1,967万1,000円を追加。

22ページ、2項徴税費から35万3,000円を減額。

4項選挙費に町長選挙費34万7,000円を追加。

6項監査委員費に旅費2万6,000円を追加。

3款民生費1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に、24ページ、豊頃愛生協会運営補助金700万円、6目福祉バス等管理費に患者輸送車購入360万円を追加するなど、26ページ、計1,739万7,000円を追加。

2項児童福祉費に、28ページ、職員人件費343万3,000円を追加。

4款衛生費1項保健衛生費において、30ページ、3目保健指導費に予防接種委託料365万6,000円を追加するなど、計555万7,000円を追加。

2項簡易水道費に簡易水道事業会計補助金435万4,000円を追加。

32ページ、5款農林水産業費1項農業費に職員人件費818万9,000円を追加。

2項畜産業費にトラクター購入1,400万円を追加するなど、34ページ、計1,690万円を追加。

4項水産業費に漁業用餌料高騰対策交付金250万円、秋サケ資源増大緊急支援事業補助金1,115万9,000円を追加するなど、計1,382万9,000円を追加。

6款商工費1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金1,390万8,000円を追加するなど、計784万円を追加。

36ページ、7款土木費1項土木管理費から職員人件費1,107万2,000円を減額。

2項道路橋梁費において、3目道路新設改良費から38ページ、除雪専用車購入8,250万円を減額するなど、計8,431万8,000円を減額。

3項住宅費に町営住宅修繕料200万円を追加するなど、計232万5,000円を追加。

4項河川費から泥川補修工事8万5,000円を減額。

40ページ、5項施設費に街路灯修繕料85万円を追加するなど、計78万6,000円を追加。

6項公共下水道費から公共下水道事業会計補助金184万円を減額。

8款消防費1項消防費に職員人件費3万6,000円を追加。

2項災害対策費に職員人件費等、42ページ、25万9,000円を追加。

9款教育費1項教育総務費において、4目スクールバス管理費に公用車修繕料50万円を追加するなど、計545万9,000円を追加。

2項小学校費に、管理備品購入116万2,000円を追加。

44ページ、5項保健体育費において、1目保健体育総務費に公用車購入140万円を追加するなど、計225万円を追加。

次に、歳入につきましては、10ページをご覧ください。

1款町税1項町民税に6,200万円を追加。

2項固定資産税に900万円を追加。

10款地方交付税1項地方交付税に普通交付税1,144万4,000円を追加。

13款使用料及び手数料1項使用料に町営住宅使用料350万円を追加するなど、計392万7,000円を追加。

14款国庫支出金1項国庫負担金に障害児給付費21万8,000円を追加。

12ページ、2項国庫補助金から社会资本整備総合交付金事業（建設機械）5,333万3,000円を減額するなど、計5,071万4,000円を減額。

15款道支出金1項道負担金から後期高齢者医療基盤安定負担金142万5,000円を減額するなど、計131万6,000円を減額。

17款寄附金1項寄附金にふるさと振興寄附金34万2,000円を追加するなど、計46万8,000円を追加。

19款繰越金1項繰越金に前年度繰越金165万6,000円を追加。

20款諸収入5項雑入に道市町村職員退職手当組合事前納付金精算還付金258万円を追加するなど、計275万4,000円を追加。

14ページ、21款町債1項町債から社会资本整備総合交付金事業（建設機械）2,660万円を減額。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、4ページ、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

一般廃棄物収集運搬業務委託料を追加し、限度額を1億6,571万7,000円と定めるものであります。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、5ページ、第3表、地方債補正をご覧ください。

過疎対策事業債の限度額を3億810万円に改め、地方債限度額の総額を6億7,265万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

1款町税。

（質疑なし）

●中村議長 10款地方交付税。

（質疑なし）

●中村議長 13款使用料及び手数料。

（質疑なし）

●中村議長 14款国庫支出金。

（質疑なし）

●中村議長 15款道支出金。

（質疑なし）

●中村議長 17款寄附金。

(質疑なし)

●中村議長 19款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 20款諸収入。

(質疑なし)

●中村議長 21款町債。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

16ページをお開きください。

1款議会費 1項議会費。

(質疑なし)

●中村議長 2款総務費 1項総務管理費。

1番小笠原議員。

●小笠原議員 20ページ、7目企画費のところですけれども、町制施行60周年記念事業費について伺います。

こちら、報償費から負担金補助及び交付金まで、様々な事業の予算が計上されておりますけれども、具体的にどのような事業を行うのか伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

今回、計上させていただきました町制施行60周年記念事業の概要でございます。

まず報償費の一番上、エスコンフィールド北海道シーズンシートの観戦券でございます。こちらは、北広島市にございますエスコンフィールドで開催される日本ハムファイターズの公式戦、いわゆるペナントレースと言われる試合なのですが、4月から10月までの間に現在約70試合程度の試合を予定してございます。応募いただいた町民の方の中から試合日ごとに抽選させていただきまして、観戦チケットを贈呈させていただく予定であります。

続きまして、その下、贈呈品（記念タオル）でございます。こちらも、施行を記念いたしまして、記念プリント入りのタオルを1,500本ほど作りまして、令和7年1月から12月までの暦年の中で開催される町のイベントですとか、他の団体のイベントで配布できるよう準備したいと思って計上しております。

続きまして、10節需用費の消耗品費でございます。こちらは、先ほど御説明申し上げました観戦チケットの応募に関して、応募箱ですとか、そういうった必要な消耗品類を購入する予算の計上でございます。

18節負担金補助及び交付金の市街地環境整備事業補助金（イルミネーション記念装飾）でございます。こちらは12月3日から茂岩の市街で点灯しているイルミネーション、商工会主催でやっているものでございますが、こちらも町制施行を記念いたしまして、60周年の記念の看板及び電飾等を追加で事業を行いたいということで、そちらにかかる費用の補助金を計上してございます。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 シーズンシートのことに関して、もう少し詳しく伺いたいと思うのですけれども、こちらのシーズンシートは何席購入予定なのか。

また、募集の方法等については、広報等で周知されたりするのかなというふうに思いますけれども、どのように周知して、抽選ですか、先着等になるのかと思いますけれども、その辺りについて、予定されているものがあれば教えていただきたいと思います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 御答弁申し上げます。

こちらの観戦券につきましては、現在予定しているのが1試合ごと4シート、4名分ということでございます。4月から10月までの間に約70試合程度ございますので、試合開催月の前月の頭には抽選をしたいなと思っておりまして、年明けすぐ、応募券等の発送の準備をしたいと思って考えてございます。

抽選の方法は、応募箱を町内数か所に設置させていただき、毎月、翌月分の抽選をする前に回収し、それらを合算して、庁舎等で抽選を厳選を行う予定で考えております。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質問ありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。

22ページ、2項徴税費。

(質疑なし)

●中村議長 4項選挙費。

(質疑なし)

●中村議長 6項監査委員費。

(質疑なし)

●中村議長 3款民生費1項社会福祉費。

(質疑なし)

●中村議長 26ページ、2項児童福祉費。

(質疑なし)

●中村議長 4款衛生費1項保健衛生費。

(質疑なし)

●中村議長 2項簡易水道費。

(質疑なし)

●中村議長 32ページ、5款農林水産業費1項農業費。

(質疑なし)

●中村議長 2項畜産業費。

説明第1号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書1ページをご覧ください。

説明第1号、町有牧野トラクターの購入についてご説明いたします。

令和6年度において、町有牧野の草地の健全な維持管理と牧場内の路面整備、資材運搬など大型機械により広域的かつ労働負担軽減に対応するため、第5款農林水産業費に予算を計上いたしました。

事業概要についてご説明いたします。

1、事業の概要。

対図番号、1ページ。

事業名、町有牧野トラクター購入事業。

事業予算額、1,400万円。

事業内容、トラクター1台、125馬力。全長4.32メートル、全幅2.24メートル、全高2.85メートル。付属のフロントローダー及び0.6立方メートルのバケットも含め購入するものであります。

今回、予算計上させていただきました町有牧野トラクターの購入は、平成12年5月に導入させていただきました既存のトラクターの更新でございます。

2、契約の方法は、随意契約により行います。

事業の内容につきましては、以上であります。

なお、購入予定のトラクターの保管場所位置図につきましては、裏面2ページを開きください。

湧洞牧場のトラクターの更新でありますので、湧洞牧場内の保管としております。

説明は以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑はありませんか。

1番、小笠原議員。

●小笠原議員 今回、説明のありましたトラクター及び関連作業機の予算計上について伺います。

こちら、今回、更新対象となっているトラクターの現況、平成12年に導入されたということではありますけれども、大体どのくらいの稼働時間であったかということと、修理ではなく車体を更新する理由についても伺います。

また、更新した後の元々使っていたものに関してはどのような取扱いになるのか伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁いたします。

更新予定のトラクターの稼働時間でございますが、稼働時間は6,129時間、年平均ですけれども255時間となっております。

トラクターの購入の理由でございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、平成12年5月に導入させていただいてから24年が経過しております。既に平成27年度頃から修理が増えておりまして、ミッション、油圧ホース、燃料ポンプ等の交換等を行ってきております。今年4月の牧場作業に支障を来さないように、2月に点検を行っているのですけれども、その際PTOのクラッチ、噴射ポンプの交換、あと燃料漏れがございまして120万円ほどかけて修理を実施しております。

修理を終えて、牧場で使用し、今年10月の下牧終了後にトラクターの点検を実施したところ、PTOの回転不良の再発等がありまして、80万円ほどかかることが判明しております。

指定管理者である豊頃町農業協同組合と協議を行いまして、牧場の管理上、安全性に欠けると判断し、トラクターの更新を計画し、本定例会で計上させていただきました。

既存のトラクターにつきましては、廃棄処分を予定しております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。

34ページ、4項水産業費。

1番小笠原議員。

●小笠原議員 水産振興事業費について伺います。

18節の負担金補助及び交付金のところに漁業用餌料高騰対策交付金が計上されておりますけれども、こちらはどのような内容か伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁させていただきます。

今回の漁業用餌料高騰対策交付金でございますが、毛ガニかご漁業で使う餌のイカが近年の不良で国内で調達するのが厳しくなりまして、輸入での確保となるところでです。実際に餌代としてかかる金額が例年1,000万円ちょっとなのですけれども、それが倍になるということで、その金額の半分、500万円を受益者が負担し、残りの500万円につきましては、豊頃町と浦幌町で折半し対応するところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 こちらの高騰対策交付金は、毛ガニのほうに用いられるということが分かりました他の水産物については、先ほど町長からの行政報告等で漁獲量の詳細は理解したところでありますけれども、毛ガニに関しましては、現状どのような漁獲状況になっているのか伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 御答弁させていただきます。

行政報告でもあったのですけれども、11月21日にかご入れを行いまして、23日に初水揚げを行っております。初日は、昨年の初日よりも多く、30キロございました。25日の水揚げまでは約180キロあって、単価は高くなっています。1キロ当たりの金額が大で1万円、小で8,000円となっております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。

6款商工費1項商工費。

(質疑なし)

●中村議長 36ページ、7款土木費1項土木管理費。

(質疑なし)

●中村議長 2項道路橋梁費。

5番藤田議員。

●藤田議員 39ページの社会资本整備総合交付金事業費の減額についてお伺いします。

除雪専用車を購入しないという意味かなと思うのですけれども、どのような形でこのようになったのでしょうか、説明願います。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 御答弁いたします。

こちらの除雪専用車につきましては、交付金の交付を見込んで購入予定していたところですが、交付率が低かったことから、その分を他の道路の改良に充てさせていただいて、今回、除雪専用車の購入は見送ったところであります。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 用途を決められての除雪車だと思うのですけれども、今後、購入しないことによっての支障はないのでしょうか。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 当初に計上させていただいた除雪専用車につきましては、10トンの除雪専用車でありました。既存の散水車の入替えという形で予算計上させていただいたところですが、交付金の交付率が低かったことから今回見送ったわけですが、引き続き、現在使用している散水車を用いまして除雪に当たっていきたいと思っております。

また、次年度以降につきましても、こちらの除雪専用車の購入につきましては交付金の申請を行う予定でありますので、その旨申し添えます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。

3項住宅費。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。

4項河川費。

(質疑なし)

●中村議長 5項施設費。

(質疑なし)

●中村議長 6項公共下水道費。

(質疑なし)

●中村議長 8款消防費 1項消防費。

(質疑なし)

- 中村議長 2項災害対策費。
(質疑なし)
- 中村議長 9款教育費 1項教育総務費。
(質疑なし)
- 中村議長 2項小学校費。
(質疑なし)
- 中村議長 5項保健体育費。
(質疑なし)
- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、4ページ。
第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、5ページ。
第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)
- 中村議長 討論なしと認めます。
これから議案第46号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 中村議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。
11時10分まで休憩とします。
- 午前10時59分 休憩
午前11時10分 再開

●中村議長 再開します。

暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時15分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 諸般の報告

●中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

山田事務局長。

●山田事務局長 4番杉野好行議員から、体調不良によりこの後の議会を欠席するとの申し出がありましたので、御報告いたします。

●中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

会議を続けます。

◎ 議案第47号

●中村議長 日程第10 議案第47号 令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第47号 令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書49ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,985万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

58ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金に保険給付費等交付金償還金39万1,000円を追加。

次に、歳入につきましては、56ページをご覧ください。

6款繰越金1項繰越金に前年度繰越金39万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

6款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

58ページをお開きください。

6款諸支出金。

(質疑なし)

●中村議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●中村議長 日程第11 議案第48号 令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第48号 令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書61ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,845

万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

70ページをお開き願います。

3款地域支援事業費2項一般介護予防事業費に8万6,000円を追加。

3項包括的支援事業・任意事業費に職員人件費28万8,000円を追加。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金に国庫支出金等精算返還金353万1,000円を追加。

2項操出金に一般会計繰入金精算返還金8,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、68ページをご覧ください。

7款繰入金2項基金繰入金に介護給付費準備基金繰入金350万円を追加。

8款繰越金1項繰越金に前年度繰越金41万3,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

68ページ、7款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 8款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

70ページ、3款地域支援事業費。

(質疑なし)

●中村議長 5款諸支出金。

(質疑なし)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

●中村議長 日程第12 議案第49号 令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第49号 令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書73ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,576万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

82ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金から保険料等負担金190万円を減額するなど、計208万6,000円を減額。

3款諸支出金2項操出金に一般会計繰入金精算返還金16万7,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、80ページをご覧ください。

2款繰入金1項他会計繰入金から保険基盤安定繰入金190万円を減額するなど、計208万6,000円を減額。

3款繰越金1項繰越金に前年度繰越金16万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

2款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 3款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

82ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質疑なし)

●中村議長 3款諸支出金。

(質疑なし)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第50号

●中村議長 日程第13 議案第50号 令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 別冊の簡易水道事業会計、公共下水道事業会計と表記のある補正予算書1ページをご覧ください。

議案第50号 令和6年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

このたびの補正のうち職員の人事費の補正につきましては、令和6年人事院勧告等に伴う補正であります。

それでは、第2条、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、補正予算書4ページ、5ページをご覧ください。

5ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、1目原水及び浄水費に浄水場等修繕料218万9,000円を追加するなど、計338万6,000円を追加。

3項特別損失に賞与等引当金96万8,000円を追加。

次に、4ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益に一般会計補助金435万4,000円を追加。

1ページに戻りまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を1,305万2,000円に改める。

第4条の他会計からの補助金を7,489万1,000円に改める。

なお、今回の補正により7ページから11ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、開始貸借対照表が変更になっておりますので、お目通しのほどお願ひいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計予算説明書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

4ページをお開きください。

1款簡易水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

5ページ、1款簡易水道事業費用。

5番藤田議員。

●藤田議員 手数料の水質検査料についてお伺いします。

水質検査料というのはどのような形の水質検査をするのか、お聞きしたいと思います。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 御答弁申し上げます。

こちらの水質検査におきましては、現在、本道でも話題になっております有機フッ素化合物の含有に伴う、いわゆるPFOA・PFOSの水質検査になっております。

こちらにつきましては、本年8月末に北海道から、令和7年度以降に検査予定の自治体におきましては令和6年度に前倒しして実施するよう通知がありましたので、このたび補正予算に計上させていただいております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 水質検査の内容が、PFAA有機フッ素化合物、先般の報道の中で、発がん性物質が含まれているということで、この検査をするように通達があつて、豊頃町は実施していなかつたと報道にありました。

このことにつきましては、町民の方々がやはり不安に思っているのかなというふうに思っております。それがなぜ今の段階で検査するようになったのか。

また、その結果をどのような形で町民に報告するのか、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 こちらの検査につきましては、法定の検査とは異なり任意の検査であったわけありますけれども、このたびの報道等を受けまして、北海道におきましても道庁から各自治体に早期に実施するよう通知がありました。これを見て、このたび補正予算を計上させていただいて実施することにしたいと考えております。

また、検査結果につきましては、検体郵送後1か月程度かかるのですけれども、結果が判明次第、広報またはホームページ等で町民の方に周知させていただきたいと考えております。

以上であります。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 結果については、速やかに報告することが大事かなと思うのですけれども、なぜ、豊頃は検査しなかつたというのがちょっと問題かなと思ったのですよね。

報道の中では、道内各町村全部が報告済みという表示がありました。また十勝管内についても、そのように報告しているという町村の表示がありました。ただ、豊頃町

だけが報告していないというような表示になっておりました。

やはりその辺は、通知が来ていたかに思うのですけれども、なぜできなかつたのかなというふうに思いますし、そのような関係があったときは速やかに検査をして通知をして、全国放送でしたから、その辺につきまして、漏れているということは、その報道を見ている町民にとりましては、豊頃町の水道水は安全なのかなという不安になるのが当然かと思うのです。

今後はそのようなことがあった場合でも、やはり速やかに町民に安心ということを報告するのが大事かなと思うのですけれども、その辺について、今後どのような形で進めるのかお伺いしたいと思います。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 こちらの検査にかかわらず、情報収集、近隣の町村または北海道と情報を共有しながら、速やかに実施、他の事業につきましても実施させていただきますとともに、引き続き、町民の方の安心・安全な水への信頼、また供給できるよう努めていきたいと考えております。

以上になります。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に1ページに戻っていただきまして、第3条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」及び第4条「他会計からの補助金」について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

●中村議長　日程第14　議案第51号　令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長　補正予算書13ページをご覧ください。

議案第51号　令和6年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正のうち職員の人事費の補正につきましては、令和6年人事院勧告等に伴う補正予算でありますことを申し添えます。

第2条、収益的収入及び支出、第3条、資本的収入及び支出について、それぞれご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、18ページ、19ページをご覧ください。

19ページの収益的支出からご説明いたします。

1款下水道事業費用1項営業費用において、3目処理場費に電気料65万円を追加するなど、計151万2,000円を追加。

3項特別損失に賞与等引当金2万8,000円を追加。

次に、18ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款下水道事業収益2項営業外収益に一般会計補助金154万円を追加。

続きまして、資本的収入及び支出の補正内容について、20ページ、21ページをご覧ください。

21ページの資本的支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費から下水道施設改築更新工事7,000万円を減額するなど、計7,338万円を減額。

次に、20ページの資本的収入についてご説明いたします。

1款資本的収入1項企業債から3,350万円を減額。

4項他会計補助金から338万円を減額。

6項補助金から3,650万円を減額。

14ページに移りまして、第4条の特例的収入及び支出の「3,789万5,000円」を「42万8,000円」に、「7,746万円」を「313万2,000円」に改める。

次に、第5条、企業債の限度額3,530万円を180万円に改め、定めるものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を757万3,000円に改める。

第7条の他会計からの補助金を1億6,240万7,000円に改める。

なお、今回の補正により23ページから27ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、開始貸借対照表が変更になっておりますので、お目通しのほどお願ひいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

令和6年度豊頃町公共下水道事業会計予算説明書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

18ページをお開きください。

1款下水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

19ページ、1款下水道事業費用。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。

20ページ、1款資本的収入。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。

21ページ、1款資本的支出。

1番小笠原議員。

●小笠原議員 3目の処理場建設改良費について伺います。

こちら7,000万円の減額となっておりますけれども、こちらは今年度の国庫補助金が当たらなかったというところで、本年度の更新をしないという考えでよろしいのか伺います。

また、来年度以降の更新工事については、来年度以降、また新たに予算を計上して引き続き更新を行う予定があるのか伺います。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 御答弁申し上げます。

下水道施設改良更新工事につきましては、茂岩浄化センターにあります計装盤、電

気設備の更新を予定していたものであります、先般実施しました入札の際に、指名した指名業者から機械設備設置に当たり技術者の確保が困難ということで、指名業者全ての業者から辞退の申し出がありましたので、この事業を今年度見送ることとし、次年度にまた補助金の申請、また事業採択を目指しているところであります。

以上であります。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●大崎議員 実態説明はそれでいいと思いますよ、現時点では。

ただし、ライフラインというものについては、これは計画的に改修工事を進めているものだと理解しています。これは、単年度で起きたから改修工事をするものではないという理解をしています。

ですから、そういうものがずれ込んでいく指定業者の問題とは、私は、これは許されないと思う。町民としては、そういうトラブルがあったということは想定外かもしれない。かもしれないけれども、今の説明の中で、それではこれ、年度を変えて、あるいはいつまでということを、計装盤が何か事故でも故障でもあったらどうなるのだという不安があるのではないか。その辺はどう捉えて今後この予算化をするか。大変な金額ですよ。

茂岩の計装施設のところの電気盤を、それだけやれるという業者がいないということについての理由で町民は納得しますか。私はできないと思う。強烈なことを言いますが、強いことを言いますが、やはりそういう捉え方を。では、第二の業者というのがいるのではないか。そういう対策は今後、見通しとして説明しなければいけないですよ。その辺の考え方はどうですか。

これは担当者だけでは難しい説明になるかもしれない。私はそういう不安を感じます。考え方があれば説明をいただきたい。下水道ですよ。

●中村議長 菅原副町長。

●菅原副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、町民の方に不安を与えるということのないように万全を期してまいりたい。入札が不調になった理由は、担当課長から申し上げたとおりでございますけれども、次年度、早急に実施ができるような体制で今事務を進めているところであります。諸般含めて、御理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 それは、実情としては、実態は全体で把握できると思いますが、私は強いことを言いますが、こういうものについての業者を、第二の業者という対策を、今後していかないと、これは特殊な技術だと思います、設備だと思います。下水道で

す、これは。

下水道にトラブルあった場合には、この地域のライフラインと生活様式というような状態というのは、絶対にトラブルが起きると思いますよ、これは。そういう意味の対策が少し甘いのではないかなど私は思いますよ。これは私、本当にきついことを言うけれども、こういうものを想定外であっても想定しなければいけない。これが行政の担う業務です。

それから、先ほどいろいろと質問者ありました。これも、水道もあります。業者に委託しているではないですか。我々は、水道も、これも、下水道も、その業者に対する認識はどうなのがというところは、どのように考えていくかというのが、我々知識を結集しなければいけないではないですか。その辺の考え方を示さないと、町民に、実は業者ができないから来年か再来年か分かりませんなどという説明はできないのではないか、その辺の考え方。

これは理事者も責任があると思う。我々のほうにも責任がある。この辺の考え方をやはり確認して、次のステップをしていかなければいけないと私は感じます。その辺の考え方、お願いします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほどの水道の件もそうだと思います。この下水道も同じような形かなと、議員おっしゃるとおりの部分というのは多々あるわけでございます。

昨今の物価高騰ですか資材高騰、また業者も人的な手配というところがなかなか難しいというような中で、特に建設工事ですかこういった工事っていうのは、ちょっと変われば、予算から大分額が変わってというようなこともあろうかと思います。

そういう中で、いわゆる資材の高騰対策含めて、再調査している間に、実際の工事に関して時期が若干後ろにずった部分だけ、なかなか技術員が手配できなくて、こういった事象が生じていると、そのように私は聞いてございます。

ただ、いわゆる設備に関しては、言われるとおり、途中で故障云々で使えなくなったら、これまた大変なことになるということでございますから、耐用年数含めて、使える使えないという話ではなくて、事前に更新をかけていくというようなことで考えております。

今のところ、今年度については、そういう状況でできていますので、まだしっかりと動いていますので、1年押したからといって、今すぐどうなるかということではないというふうになっていますけれども、ただ部品ですか、いろいろな部分を含めますと、早めに更新していかなければ駄目だということで事業化して予算化させていただいていたということでございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、入札が不調に終わったときに、次どうなのだというところはしっかりと考えていかなければ駄目だというようなところは、私も十分認識してございます。ただ、時期的な部分がありまして、もう年度内に完成しなければ繰り越して使えないというところがあったものですから、そういった部分含めて、次年度に実施ということで、いわゆる補助の主体であります国・北海道を含めて協議をさせていただきながら、次年度また予算化できるような形で担保を取らせていただいて、今協議を進めているところでございます。

業者の選定、そして入札、その後の対策については、今回のことを教訓にしながらしっかりと対応をしていきたいと思ってございますので、どうか御理解いただくようよろしくお願ひいたします。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 町長も言うと、それは飲み込んでみんな納得していくように思うのです。思うのですが、私はやはり、こういう施設と設備というのは、今実体把握しているように、町長が知っているように、分かっているように、理解しているように、いつどういうふうなトラブルが起きるか分かりませんよ、これね。だから、これが物理的に損傷したということも起きるわけですよ。

こういう下水道とか上水道というのは、少なくとも災害が起きて震度が6、7あつたらパンクしますよ、と私は想定します。だから賢いやり方として進めるのであれば、今後ですよ。生意気なことを言いますが、これらの施設の総点検を業者同席の中で確認・点検をし、そして、そのことについての意見を聞いて、そういう体制づくりを即やっていくという姿勢をぜひとも欲しいものだなというふうに感じます。

このことについては、上下水道のみならずです。本町については、ポンプアップをしている上水も相当あります。下水道はこのとおり、この施設と同じように平地にあります。大津もしかり、この茂岩もしかりです。橋の向こうもそうです。ですから、そういうようなことの全体像をぜひとも早急に把握して、御苦労かけるかもしれません。しかし、それはやるべき義務だと思いますし、町民の生活を円滑に進めるためには、それらの責任は、行政ばかりではありません。我々議会人にとって、そういうものについての神経を持ちながら、アンテナを立てながら、そういう進み方を今後あらゆる面で進めるべきだというふうなことを、私なりに願望を持ちながら、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃることは、まさにそのとおりだというふうに私も思います。

いろいろな施設がありますけれども、大体、設備ですとかいろいろな部分について

は、保守を委託しながら毎年チェックをして大丈夫か、また、そういったことで劣化が見られたり、取り替えなければ駄目だというのは、全てそのときの対応として次年度予算を見たり、また追加補正で対応させていただいたりということでやらせていただいています。

今回もこういった事象が発生しているという中では、やはり議会もそうです、町民の皆様も、どうなっているのだ、どうなるのだ、何か起きたときどうするのだという部分は不安に思われることが多いことであろうとそのように思っています。その辺は重々、私もまた担当課の職員に関してもしっかりと認識をしながら、やっぱりライフラインをしっかりと守るということは、安心して生活していただくという上では本当に大事なことであると思っておりますので、そこをしっかりと再確認させていただきながら、認識を持って様々な事業も含めて進めさせていただきたいとそのように思います。

よろしくお願ひいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に、14ページに戻っていただき、第4条、特例的収入及び支出から、第7条、他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

●中村議長 日程第15 議案第52号 豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一

部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第52号 豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書1ページ及び議案説明書1ページ、説明第1号をご覧ください。

本案につきましては、議案説明書によりご説明いたします。

初めに、改正の趣旨ですが、本案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されたことに伴うもの及び本年10月21日に第2期豊頃町空家等対策計画の策定に伴って豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

第3条につきましては、所有者の適切な管理の努力義務に加え、町の施策に協力する責務を強化する規定を追加。

2ページ、改正後の第15条から第17条につきましては、管理不全空家等の認定区分の新設による規定の追加。

改正後の第24条につきましては、既に勧告が出されている特定空家等に対して、災害などの非常かつ緊急時に命令などの一部の手続を経ずに町長が所有者等に代わって必要な措置を行うことができるよう緊急代執行の規定を新設。

第28条につきましては、空家等の管理のために特に必要があると認めるときは、町長は裁判所に対し所有者不明建物管理命令の請求が可能となるほか、管理不全空家等または特定空家等のために特に必要があると認めるときは、町長は裁判所に対して管理不全土地管理命令または管理不全建物管理命令の請求が可能となる空家等の管理に関する民法の特例の規定の新設。

第30条につきましては、町からの委託に基づき、空家等の管理や探索等を実施するNPO法人や社団法人を空家等管理活用支援法人として指定することが可能となる規定の新設。

その他、条ずれの整備などであります。

なお、施行期日は、令和7年4月1日であります。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

●中村議長 日程第16 議案第53号 豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第53号 豊頃町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書7ページ及び議案説明書3ページ、説明第2号をご覧ください。

初めに、改正の趣旨ですが、現行規定におきましては、印鑑登録証明書の申請には、第15条第1項に基づき印鑑登録済証明書、こちらいわゆる印鑑登録カードと呼ばれるものですが、こちらを提示することになっております。

令和6年1月10日から運用しておりますマイナンバーカードを利用した住民票等コンビニ交付サービスにおける印鑑登録証明書の申請では、マイナンバーカードに登載された利用者証明用電子証明書のパスワードの入力により個人認証を行う仕組みとなっており、印鑑登録カードは必要としていないことから、窓口による手続においても同様に、印鑑登録カードの添付を省略できることとし、事務手続の統一化及び町民の負担軽減を図るものです。

改正内容についてご説明いたします。

第15条第1項にただし書として、印鑑登録者自らが申請書の申請をする場合、申請者本人であること及び本人の意思に基づくものであることを認めた場合は、印鑑登録済証明書の添付を省略できる旨の規定を追加。

第15条第2項として、本人確認の方法は、印鑑登録時の本人確認同様、官公署の発行した運転免許証やマイナンバーカード等、顔写真付きの本人確認書類に基づく旨及びその他町長が本人であることを確認したときの規定を追加。

なお、施行期日は、令和7年1月1日であります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第58号

●中村議長 日程第17 議案第58号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案書23ページをご覧ください。

議案第58号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、豊頃町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、豊頃町が設置する公の施設の管理者を指定することについて、令和7年3月31日をもって指定期間が満了する豊頃町立豊頃医院及び豊頃町立大津診療所の指定管理者による管理を、引き続き公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者の候補として指定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、施設名、豊頃町立豊頃医院、所在地、豊頃町茂岩栄町107番地17及び施設名、豊頃町立大津診療所、所在地は豊頃町大津幸町13番地1です。

2、指定管理者となる団体の名称及び住所は、団体名、公益社団法人地域医療振興協会、理事長、吉新通康、住所、東京都千代田区平河町2丁目6番3号です。

3、指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。
以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

●中村議長 日程第18 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。
議案等精査のため、12月13日から同月16日までの4日間、休会としたいと思
います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、12月13日から同月16日までの4日間、休会とすることに決定し
ました。

◎ 散会宣告

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 0時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議長

署名議員

署名議員